

審 査 基 準

平成 27 年 4 月 1 日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第 19 条第 4 項
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原 権 者：徳島県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第 17 条第 8 項、同第 19 条第 4 項（運搬証明書の再交付の申請） 火薬類の運搬に関する内閣府令第 5 条（運搬証明書の再交付の申請）同第 8 条（運搬の届出等の経由）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1 日
申 請 先：徳島県公安委員会（申請書の提出先は、当該運搬証明書を交付した警察署の生活安全課又は刑事生活安全課）
問 い 合 わ せ 先：徳島県警察本部生活安全企画課（電話 代表 088-622-3101）又は警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課
備 考：